

株式会社ビズアップ

「株式会社ビズアップ ロゴ」Guideline



はじめに

本ガイドラインでは株式会社ビズアップのロゴを使用されるあらゆる制作物において、一貫した使用をしていただくための色や形、使用方法を規定しております。株式会社ビズアップのサービスイメージをお客様へ一貫して伝えるための、大切な位置づけとなります。本規定を厳守することで、ロゴマークの色や形のイメージ統一による株式会社ビズアップのブランドの向上を推進するようお願い致します。

2023年1月 改定
株式会社ビズアップ

CONTENTS

1. コンセプト
2. カラー表示
3. 保護領域
4. 最小使用サイズ
5. 背景色
6. 使用禁止例

1. コンセプト

ビズアップのロゴマークには3つの想いが込められています。

ひとつ目は、「日本でナンバーワンのロゴ専門デザイン会社になる」という想いです。そのため、デザインは日本を表す日の丸にナンバーワンを表す人差し指を立てた手を入れています。

ふたつ目は、「お客さまの会社の業績をデザインでアップさせる」という想いです。そのため、アップさせるがごとく上を指す指を使っています。デザインは上手に使うことで見る人に効果的、肯定的な感情をいだかせることができます。多くのお客さまにビジネスシーンでデザインを上手に活用いただきたいと考えています。

みっつ目は、「多くの仲間とともに成長していきたい」という想いです。そのため、「この指止まれ!」をイメージさせるように指を立てた手を入れています。日本には陽の目は浴びていなが腕は確かというデザイナーがまだまだたくさんいます。そういったデザイナーに仲間となってもらいビジネスを発展させていきたいという想いが「この指止まれ!」に込められています。

このように、ビズアップのロゴは「トリプルミーニング」になっています。



2. カラー表示

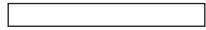
① レッド



CMYK: 0% / 100% / 100% / 0%

R G B : 230 / 0 / 18

② ホワイト



CMYK: 0% / 0% / 0% / 0%

R G B : 255 / 255 / 255

③ ブラック

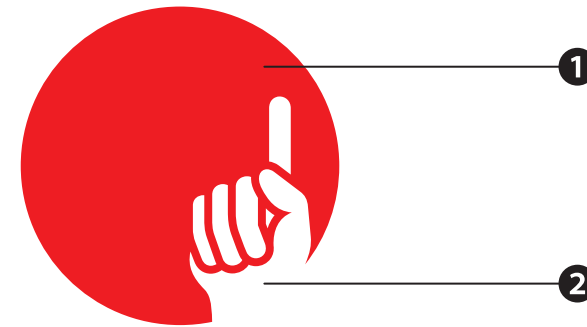


CMYK: 0% / 0% / 0% / 100%

R G B : 0 / 0 / 0

印刷上の展開に際しては基本的に4色の指定%を参考に可能な限り正確に再現するようにしてください。

※本ガイドライン上で再現されている色と、印刷上再現される色は異なりますのでご注意ください。



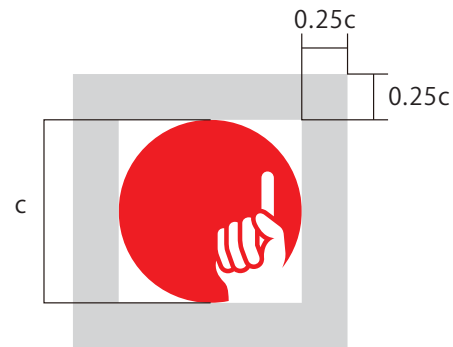
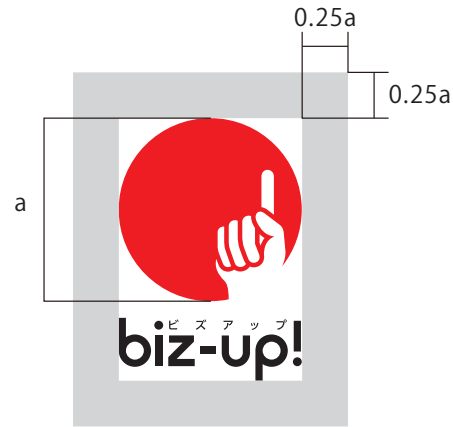
ビズアップ
biz-up!

A horizontal line extending from the right side of the text, with a small black circle containing the number '3' at its end.

3. 保護領域

ロゴの独立性を保つため、ロゴの周囲に保護領域を設定しています。この領域内には、原則として他の要素を表示することは避けてください。

※広告等でのデザインを制限するものではありません。特段の理由により、指定の設定に従うのが難しい場合は担当部署までご相談ください。



4. 最小使用サイズ

ロゴマークの視認性を維持するために、最小使用サイズよりも小さいサイズでの使用は避けてください。

※広告等でのデザインを制限するものではありません。特段の理由により、指定の設定に従うのが難しい場合は担当部署までご相談ください。

縦組み



横組み



ロゴマーク



ロゴタイプ



5. 背景色

コーポレートブランドロゴは、背景色(写真などを含む)と同化し視認性が大きく損なわれる場合や、ハレーション(ちらつき・不快感等)がおこる背景には十分考慮しなければなりません。図に示す表示可と不可の判断を参考にしつつ実際の色調で判断してください。

媒体の属性や特性により、本項目に明記されている以外の対応が適切と考えられるケースにつきましては、都度確認をとっていただくようお願いいたします。特に、濃い背景色の上に配置する場合や、担当部署までご相談ください。

	高明度	中明度	低明度
無彩色			
赤系			
緑系			
青系			

6. 使用禁止例

このページでは、ロゴマークを表示する上で禁止とするものを例示しました。
一貫したイメージ展開を損なわないためにも、例示のようなロゴマークの使用は避けてください。

※特段の理由による使用については担当部署までご相談ください。

ロゴの太さや大きさを変えてはいけません。



変形してはいけません。



他の要素を近づけすぎてはいけません。



印刷物等において別の立体表現に変更してはいけません。



最小サイズより小さくしてはいけません。



アウトライン表示をしてはいけません。



不明瞭な表示をしてはいけません。



ロゴの色を変えてはいけません。



保護領域内に枠を設けてはいけません。



ロゴをトリミングしてはいけません。

